

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第78号

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

静岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和47年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																																		
別表第3 (略)			別表第3 (略)																																		
<table border="1"><thead><tr><th>項</th><th>事業の種類</th><th>事業の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>2</td><td><u>下請振興事業計画</u> <u>承認グループ</u> <u>事業</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>			項	事業の種類	事業の内容	(略)			2	<u>下請振興事業計画</u> <u>承認グループ</u> <u>事業</u>	(略)	(略)			<table border="1"><thead><tr><th>項</th><th>事業の種類</th><th>事業の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>2</td><td><u>受託中小振興計画</u> <u>承認グループ</u> <u>事業</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>			項	事業の種類	事業の内容	(略)			2	<u>受託中小振興計画</u> <u>承認グループ</u> <u>事業</u>	(略)	(略)										
項	事業の種類	事業の内容																																			
(略)																																					
2	<u>下請振興事業計画</u> <u>承認グループ</u> <u>事業</u>	(略)																																			
(略)																																					
項	事業の種類	事業の内容																																			
(略)																																					
2	<u>受託中小振興計画</u> <u>承認グループ</u> <u>事業</u>	(略)																																			
(略)																																					
別表第4 (略)			別表第4 (略)																																		
<table border="1"><thead><tr><th>項</th><th>資金の種類</th><th>貸付けの相手方</th><th>貸付割合</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td><u>下請振興事業計画承認グループ資金</u></td><td>次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u>を実施する一の代表者 (2) <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u>を実施する全ての者の連名によるもの (3) <u>下請振興事業計画グループ</u>事業を実施</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td><td></td></tr></tbody></table>			項	資金の種類	貸付けの相手方	貸付割合	(略)				2	<u>下請振興事業計画承認グループ資金</u>	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を実施する一の代表者 (2) <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を実施する全ての者の連名によるもの (3) <u>下請振興事業計画グループ</u> 事業を実施	(略)	(略)				<table border="1"><thead><tr><th>項</th><th>資金の種類</th><th>貸付けの相手方</th><th>貸付割合</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td><u>受託中小振興計画承認グループ資金</u></td><td>次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u>を実施する一の代表者 (2) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u>を実施する全ての者の連名によるもの (3) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u>を</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td><td></td></tr></tbody></table>			項	資金の種類	貸付けの相手方	貸付割合	(略)				2	<u>受託中小振興計画承認グループ資金</u>	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を実施する一の代表者 (2) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を実施する全ての者の連名によるもの (3) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を	(略)	(略)			
項	資金の種類	貸付けの相手方	貸付割合																																		
(略)																																					
2	<u>下請振興事業計画承認グループ資金</u>	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を実施する一の代表者 (2) <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を実施する全ての者の連名によるもの (3) <u>下請振興事業計画グループ</u> 事業を実施	(略)																																		
(略)																																					
項	資金の種類	貸付けの相手方	貸付割合																																		
(略)																																					
2	<u>受託中小振興計画承認グループ資金</u>	次に掲げる者であつて、知事が別に定める要件に該当するもの (1) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を実施する一の代表者 (2) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を実施する全ての者の連名によるもの (3) <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を	(略)																																		
(略)																																					

するそれぞれ の者	実施するそれ ぞれの者
(略)	(略)
別表第5 (略)	
(1)～(17) (略)	
(18) 別表第3の2の項、3の項、5の項、7の項又は9の項に掲げる事業のうち、 <u>下請中小企業振興法</u> （昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が当該承認計画に記載された中小企業者であるもの	
(19)～(24) (略)	
別表第5 (略)	
(1)～(17) (略)	
(18) 別表第3の2の項、3の項、5の項、7の項又は9の項に掲げる事業のうち、 <u>受託中小企業振興法</u> （昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が当該承認計画に記載された中小企業者であるもの	
(19)～(24) (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。